



金沢市音楽コンクール  
管打楽器ソロコンテスト予選  
**実施要綱・細則**

令和 2年 5月10日 制定

令和 2年 5月17日 実施

公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 石川県部会

本書は、原本であることを証明致します	
--------------------	--

# 実施要綱

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 このコンテストは、「金沢市音楽コンクール管打楽器ソロコンテスト予選」（以下「本コンテスト」という）と称する。

### (主旨)

第2条 人間個人が有する才能は、国籍、年齢、性別、などに関係なく個人特有のものである。その能力を競い、競い合いの中から向上する道を見出すことがコンテストの主旨となる。

### (理念)

第3条 小学生以上の演奏家が、コンテストによって取得する演奏経験を、個人の演奏技能の財産として将来に繋げ、さらに後進に繋ぐことによる研究により演奏技能の向上を図る。

### (目的)

第4条 本コンテストは、小学生以上の演奏家が、管楽器ならびに打楽器の演奏を通じて、生涯にわたり音楽を心の友とする健全で情操豊かな人間を形成すること及び演奏技能の向上による吹奏楽全搬の発展・向上を図ることにより、我が国の芸術文化及び地域の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

### (主催)

第5条 主催は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「JBA」という。）石川県部会（以下「本部会」と）と、金沢市「音楽コンクール」実行委員会ならびに金沢市音楽文化協会とする。

### (共催)

第6条 本コンテストの目的に賛同する団体を共催とすることができる。

### (運営)

第7条 本コンテストの運営は本部会または、JBA北陸支部の会員で行う。

### (実行委員会)

第8条 本部会のソロコンテストは、毎年度の本コンテスト実施に際し、ソロコンテスト実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。

2 実行委員会は、毎年度の本コンテスト参加要項を作成し、本コンテストを実行する。

3 実行委員会の組織は別に定める。

### (部門及び楽器)

第9条 本コンテストは、小学生、中学生、高校生、大学生・一般（以下「各部門」という。）において実施する。

2 審査対象楽器は、原則として通常の吹奏楽編成において使用される木管楽器、金管楽器、打楽器、及びコントラバスとする。但し、審査対象楽器の詳細は別に定める。

### (開催時期及び場所)

第10条 本コンテストは、原則として毎年9月から10月までの間に、石川県内において開催する。

## 第2章 参加者

### (参加資格)

第11条 本コンテストの参加資格は、金沢市内を中心として、石川県内の在住・在学の「小学生から一般の社会人」（相応年齢者を含む）（音楽大学附属中学・高校生の参加も可）とする。ただし、JBA北陸支部内で、JBAが主催するソロコンテストを実施していない県の参加を認めるが、北陸大会予選としてJBAが開催する他のソロコンテストと重複して出場することはできない。

2 中学生部門の参加資格は、開催年度の3月まで中学校に在籍する者とする。

3 高校生部門の参加資格は、開催年度の3月まで高等学校に在籍する者、または高等専門学校は、第3学年までの在籍者とする。

### (選考要領)

第12条 前条の条件に際し、一定の申し込み者を大幅に超える場合、音源審査会を本選1か月より前に開催し、成績の優秀な順、又はある程度の基準に達したものが大会に出場することができる。音源審査会の詳細は別に定める。

なお、諸般の事情により予選会を開催できない場合、音源審査会をもって予選とすることができる。

### (本選大会推薦)

第13条 本コンテストにて成績優秀な者を、上位大会に推薦する。

2 本選大会への推薦人数は、年度ごとのJBA北陸支部執行部会で決められた人数とする。

### (参加費)

第14条 本コンテストの出場者は、別に定める参加費を支払うものとする。

2 納付した参加費は、原則として返還しない。

### (旅費及び宿泊)

第15条 本コンテスト開催地との旅費及び宿泊等に関する諸経費は、出場者の負担とする。

### 第3章 審査及び表彰

#### (審査員)

- 第16条 実行委員会は、審査員を委嘱する。
- 2 審査員の構成は、3名以上5名以内とする。
  - 3 審査員は、実行委員会により候補者を選任し、本部会役員会の承認を得る。

#### (審査方法)

- 第17条 審査は、演奏技術及び演奏表現を総合判断して満10点とし、点数の多い者を上位とする。
- 2 審査は原則として非公開で行う。
  - 3 審査方法の細部については、別に定める。

#### (演奏順序)

- 第18条 演奏順序は、実行委員会が定める。

#### (演奏曲目及び演奏時間)

- 第19条 本コンテストの演奏曲目については、申込書に記入した曲目とする。ただし、曲のカットは変更できる。
- 2 演奏時間は4分以内とする。演奏時間が4分を超過した場合は、演奏を中断するものとする。但し、減点や失格の対象とはしない。
  - 3 参加者多数により演奏時間を短縮し、4分以内であっても演奏を中断する場合があるが、この際にも、減点や失格の対象とはならない。

#### (伴奏)

- 第20条 審査対象演奏は、原則すべて無伴奏とする。

#### (表彰)

- 第21条 審査の結果、各部門で本選大会に出場する者を選出する。
- 2 音源審査会ならびに本コンテストに参加し、本選に選ばれなかった者には奨励賞を授与する。
  - 3 本選大会に選出された者には要項と申込書の説明を行う。
  - 4 本選大会へは、電子文書にて申し込みを行う。

## 第4章 雑則

### (後援)

第22条 本コンテストの目的に賛同する団体の後援を受けることができる。

### (協賛)

第23条 本コンテストの目的に賛同する企業団体または個人の協賛を受けることができる。

### (肖像権等)

第24条 本コンテスト期間中に発生した肖像権、録音権、録画権、放映権等は、主催者に帰属するものとする。

### (細則)

第25条 本コンテストの実施に関する細則は、この要綱で定めたものを除きソロコンテスト部会の決議を経て別に定める。

### (実施要綱の変更)

第26条 この実施要綱は、ソロコンテスト部会の決議を経てJBA北陸支部役員会の承認を得て変更することができる。

### 附則

- 1 この実施要綱は、令和2年5月10日の支部総会に議案として提出する。
- 2 令和2年5月17日に一部改正の上、実施する。

## 実施細則

### (趣旨)

第1条 この実施細則は、「金沢市音楽コンクール管打楽器ソロコンテスト予選」(以下「本コンテスト」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 用語の定義を次のとおりとする。

(1) 金沢市音楽コンクール管打楽器ソロコンテスト予選

主催は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会(以下「JBA」という。)石川県部会(以下「本部会」と)と、金沢市「音楽コンクール」実行委員会ならびに金沢市音楽文化協会が主催するコンテスト

(2) 要綱

金沢市音楽コンクール管打楽器ソロコンテスト予選実施要綱

(3) ソロコンテスト実行委員会

要綱第8条に規定されたソロコンテスト委員会

(4) 実行委員会

要綱第8条に規定された実行委員会

(5) 審査員

要綱第16条に規定された審査員

(6) 出場者

要綱第11条に規定された出場者

### (審査対象楽器)

第3条 要綱第9条第2項に規定する楽器は、別紙のとおりとする。

### (申込書等の提出)

第4条 出場者は、申込書を大会事務局に指定された期日までに電子メールにて提出するものとする。また、小学校・中学校・高等学校など学校関係は、原則まとめて提出するものとする。

金沢市音楽コンクール「管打楽器ソロコンテスト」事務局宛

送信先アドレス jbaishikawa@yahoo.co.jp

### (参加費)

第5条 要綱第14条の出場者の参加費は、各年度の実施要項において示すものとする。

2 参加費は、当日受付にて納付するものとする。

3 音源審査会が開催される際は、別に定める。

### (会場での音出し等)

- 第6条 本コンテスト当日の受付後、コンテスト会場内のウォームアップ室において、指定された時間のみ音出しは可能である。(原則として、ピアノ及び打楽器の準備はない。)
- 2 ウォームアップ室には、原則として出場者、指導者以外の入室を認めない。付き添い等必要な場合は、実行委員長の許可を得て、ウォームアップ室の外で待機していただく。

### (審査)

- 第7条 要綱第17条による審査は、別に定める審査表を用い、得点を記入し、講評用紙に講評を記入するものとする。
- 2 講評用紙は、演奏終了後、直ちに参加者に手渡す。
- 3 審査集計の点数、順位の発表、公示は行わない。
- 4 審査会場には、審査員・出場者・本コンテスト役員以外の入場を認めない。

### (演奏順序)

- 第8条 要綱第18条の演奏順序は、原則として小学生部門より始め、大学・一般部門を最終部門とする。
- 2 各部門の中での演奏順序は、実行委員会が定めるものとする。

### (演奏曲目)

- 第9条 要綱第19条第1項の演奏曲目は、予め申込書の記載欄に記入するものとし、変更は認めない。但し、曲のカットは変更できる。

### (演奏時間)

- 第10条 要綱第19条第2項但し書により定められた演奏時間を超えた場合は、声掛け等の要領により、係員が合図して演奏を中断しなければならない。

### (表彰)

- 第11条 要綱第21条の表彰は、審査の結果、上位大会へ進出する者のみを表彰する。
- 2 音源審査会ならびに本コンテストに参加し、本選に選ばれなかった者には奨励賞を授与する。
- 3 得点と同点の代表対象者が出た場合は、審査員の協議により、代表を決定する。
- 4 本選大会に選出された者には要項・申込書をダウンロードできるアドレスを周知する。

### (実施細則の変更)

- 第12条 この実施細則は、ソロコンテスト実行委員会の決議を経てJBA北陸支部役員会の承認を得て変更することができる。

## 附 則

- 1 この実施要綱は、令和2年5月10日にJBA北陸支部総会に議案として提出する。
- 2 令和2年5月17日に一部改正の上、実施する。

## 別紙

### 審 査 対 象 楽 器

#### 木管楽器

1. フルート (あらゆるフルートを含むが和楽器は対象外)
2. オーボエ、イングリッシュホルン
3. クラリネット (あらゆるクラリネットを含むが和楽器は対象外)
4. バスーン
5. サクソフォーン (あらゆるサクソフォーンを含む)

#### 金管楽器

1. トランペット、コルネット、フリューゲルホルン
2. フレンチホルン、テナーホーン (アルトホルン)
3. トロンボーン
4. ユーフォニアム
5. テューバ

#### 打 楽 器

1. スネアドラム
2. ティンパニ
3. マリンバ、ヴィブラフォン、シロフォン等
4. マルチ・パーカッション等

#### 弦 楽 器

1. コントラバス